５－７つくば市放課後児童クラブ等運営業務委託(研究学園・香取台・葛城)
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

放課後児童クラブとは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第２項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする事業（放課後児童健全育成事業）であり、仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っている。

研究学園、香取台及び葛城小学校の放課後児童クラブの運営については、市の職員による管理・統制の下で、安定した運営体制の確保とサービスの質の向上を目的として、併設する市民利用会議室の運営を含め、安定した経営基盤、高い専門性及び豊富なノウハウを有する事業者へ運営業務委託を行う。

これらを踏まえ、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため､公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

２　業務概要

(1) 委託業務名

５－７つくば市放課後児童クラブ等運営業務委託(研究学園・香取台・葛城)

(2) 履行場所

ア　名称：研究学園小学校児童クラブ
　　所在地：〒305-0817　つくば市研究学園二丁目 13 番地の一部
　　施設状況：学校隣接地　専用施設(１棟)

イ　名称：かとりだい交流館（香取台小学校児童クラブ及び市民利用会議室）
　　所在地：〒300-2657　つくば市島名 1716 番地（香取台Ａ50 街区１画地）
　　施設状況：学校敷地内　兼用施設（１棟）

ウ　名称：かつらぎ交流館（葛城小学校児童クラブ及び市民利用会議室）
　　所在地：〒305-0818　つくば市学園南三丁目 69 番地の一部
　　施設状況：学校隣接地　兼用施設（１棟）

(3) 履行期間

ア　契約期間

契約締結の翌日から令和８年(2026 年) ３月 31 日まで

イ　準備期間

契約締結の翌日から令和５年(2023 年) ３月 31 日まで

当期間は、本業務を履行するための準備期間とする。

ウ　履行期間

令和５年(2023 年) ４月１日から令和８年(2026 年) ３月 31 日まで

(4) 業務内容

２－(2)ア～ウの履行場所において、市職員の監督のもと、受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

ア　児童の保育業務

イ　保護者に関する業務

ウ　施設・付属設備及び物品の保全

エ　施設の清掃及び環境整備

オ　その他業務報告等運営上必要な事項

カ　各種書類及び提出期限と適正な管理

キ　児童の安全管理

ク　市民利用会議室の受付業務（かとりだい交流館、かつらぎ交流館）

ケ　香取台小学校施設の受付業務（かとりだい交流館）

コ　図書館予約資料の貸出業務（かとりだい交流館）

※その他詳細は、５－７つくば市放課後児童クラブ等運営業務委託(研究学園・香取台・葛城)仕様書に掲げる業務内容のとおりとする。

(5) 予算（見積限度額）

ア　見積限度額

392,307,000 円以内（３年間）

※本業務のうち、放課後児童クラブ運営業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第６条第１項及び別表第１第７号に該当するため、非課税として取り扱う。市民利用会議室等の運営業務は課税となるので、事業費の取り扱いに留意すること。

イ　見積書の積算する必要のある経費

（ア）職員人件費

放課後指導員、補助員、臨時職員、加配職員人件費等

（イ）管理費

運営管理責任者人件費相当

（ウ）物件費

消耗品、事務用品、通信費、保険、研修費

（エ）その他業務に必要な経費

ウ　委託料として積算する必要のない経費

（ア）光熱水費、市が設置した施設内固定電話料金及びシステム通信費

（イ）施設、設備、備品の維持経費（軽微な修繕に係るものを除く。）

（ウ）昼食、おやつにかかる経費

※昼食は利用者が持参する。おやつは利用者の持参とする。

３　参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条２号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成６年７月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成６年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

(6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。

(7) 公募された時点において以下の項目を全て満たしている者

ア　つくば市内又は隣接する市町村に本店、支店又は営業所を有している。

イ　放課後児童クラブ事業の大規模な運営（120 名以上の児童の受入れ）をしている。

ウ　放課後児童クラブ事業の運営を地方公共団体から継続して３年以上受託している。

４　資料の配布

(1) 配布する資料

ア　５－７つくば市放課後児童クラブ等運営業務委託(研究学園・香取台・葛城)公募型プロポーザル実施要領

イ　５－７つくば市放課後児童クラブ等運営業務委託(研究学園・香取台・葛城)仕様書

ウ　提出書類一式

(2) 配布期間

令和４年 10 月 17 日(月)午前９時から令和４年 10 月 28 日(金)午後５時まで

(3) 配布場所等

つくば市こども部こども育成課で配布する。また、市ホームページに掲載する。

５　参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア　プロポーザル参加意向表明書（様式１）

イ　参加資格に関する誓約書（様式２）

ウ　法人税、消費税及び地方消費税、市民税の各納税証明書一式（平成 29 年から令和３年までに滞納がないことを証明する書類）：写し可

エ　商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行）

オ　法人の定款：写し可

カ　印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）

キ　「３　参加資格」(7)の実績が確認できる契約書等の写し

(2) 提出部数

正本１部、副本１部の合計２部提出すること。

(3) 提出期間

令和４年 10 月 17 日(月)午前９時から令和４年 10 月 28 日(金)午後５時まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども育成課

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参すること。郵送による提出も可能とする。

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式４）を令和４年 10 月 28 日(金)までに提出すること。

６　参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和４年 10 月 31 日(月)にプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送により通知する。通知内容の異議申立ては受け付けない。

７　企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア　応募申込書　（様式５）
イ　誓約書　（様式６）
ウ　企業理念に関する提案書　（様式７）
エ　経営状況に関する報告書　（様式８）
オ　業務実績及び受託体制に関する提案書　（様式９）
カ　業務実績又は民間法鍵児童クラブの開設実績一覧　（様式９関係）
キ　業務遂行能力に関する提案書　（様式 10）
ク　支援員等の雇用に対する待遇に関する提案書　（様式 11）
ケ　安全対策・危機管理に関する提案書　（様式 12）
コ　保護者・学校等との連携に関する提案書　（様式 13）
サ　コスト削減に対する取組に関する提案書　（様式 14）
シ　見積書　（様式 15）
ス　見積書設計内訳書　（様式 15 関係）
ス　決算書(令和２年度及び令和３年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書))
セ　会社案内のパンフレット等

(2) 提出部数

正本１部、副本 10 部の合計 11 部提出すること。

(3) 提出期間

令和４年 10 月 31 日(月)午前９時から令和４年 11 月 21 日(月)午後５時まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参すること。

郵送による提出は令和４年 11 月 21 日(月)必着とする。

(6) 受理の取消

応募した法人が、応募受付の提出日から委託法人の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア　応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ　応募の採否の働きかけを行う目的で、申込者又はその関係者が直接又は関接に本市職員等と接触を持った場合

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア　提出書類はＡ４縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。

イ　提出された書類は、返却しない。

ウ　書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

８　審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市放課後児童クラブ運営等業務委託候補者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 候補者の選定方法等

ア　応募申込書（様式５）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。

イ　審査基準は、８-(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ　候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第１順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第１順位の最も多い者が２者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。

① 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計
② 技術力評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
③ 企業評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
④ 金額評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

エ　第２順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

オ　委員長及び各委員の評価点の平均値が 50 点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第１順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。

カ　業務委託予定者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。

キ　選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーションの方法

ア　実施日

令和４年 11 月 29 日(火)又は 30 日(水)を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ　実施場所　つくば市役所本庁舎

ウ　出席者　　原則３人以内とする。

エ　留意事項

①プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。

②プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは出席者が用意すること。

③持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点

企業評価 （法人に関する事項） 【20点】	・放課後児童健全育成事業の業務に対する基本的な考え方（５点） ・放課後児童健全育成事業の業務に取り組む意欲（５点） ・経営母体の財政健全性（５点） ・放課後児童健全育成事業業務の業務実績及び受託体制（５点）
技術力評価 （放課後児童クラブ運営に関する事項） 【60点】	・放課後児童健全育成事業の専門性、サービス水準（５点） ・安定的なサービスの提供に関する実施方針（５点） ・支援員等※の配置を含めた運営の組織体制（５点） ・支援員等の雇用確保及び採用計画（５点） ・支援員等の経験年数等に応じた賃金改善策（５点） ・支援員等の人材育成及び研修体制（５点） ・支援員等の勤務体制と健康管理体制（５点） ・支援員等の休暇の確保及び代替員確保体制（５点） ・児童の出欠席連絡や登降所の管理（５点） ・事故発生時の対応、予防の体制（５点） ・災害発生時の対応、感染症対策（５点） ・学校、保護者等との連携、情報提供及び交流の取組（５点） ※支援員等…放課後児童支援員及び補助員を含む本業務に従事する職員
技術力評価（市民利用会議室管理に関する事項） 【10点】	・効率的な業務運営に向けた方策（５点） ・会議室の利用率向上に向けた提案（５点）
金額評価 【10点】	・コスト縮減の妥当性（５点） ・見積金額（５点）

(5) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての申込者に文書により通知する。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を公表する。

9　契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和４年10月17日(月)
実施要領に関する質疑受付	令和４年10月17日(月)～10月21日(金)
質疑回答	令和４年10月26日(水)
参加申込書の受付	令和４年10月17日(月)～令和４年10月28日(金)
参加資格審査結果の通知	令和４年10月28日(金)
企画提案書の受付	令和４年10月31日(月)～令和４年11月21日(月)
企画提案書に関する質疑受付	令和４年10月31日(月)～11月９日(水)
質疑回答	令和４年11月14日(月)
選定委員会の開催 プレゼンテーションの実施※	令和４年11月29日(火)又は30日(水)
審査結果の通知	令和４年12月５日(月)予定
契約締結	令和４年12月中（予定）

※新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢により、プレゼンテーションの実施が困難な場合には、別途方法を検討し、参加表明した者に連絡する。

10　受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11　質問方法等

(1) 受付期間

令和４年 10 月 31 日(月)午前９時から令和４年 11 月４日(金)午後４時まで

(2) 提出方法

電子メールにて、質問書（様式３）を以下のメールアドレスに送信すること。

必ず電話で「放課後児童クラブ運営業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：wef042@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

質問のあった法人には、令和４年 11 月８日(火)までに、メールで回答する。

また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

12　失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(3) 審査結果までに、「３　参加資格」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

13　提出書類の取扱い

(1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。

(2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。

(3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 提出書類等は返却しない。

14　その他実施上の留意事項

(1) 参加者が１者のみの場合においても、審査を行うものとする。

(2) 企画提案書の提出は１者につき１案のみとする。

(3) 提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。

(4) つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。

(5) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、日程や実施内容に変更が生じる

可能性がある。

(7) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

15 担当部署（問合せ先）

〒305-8555　茨城県つくば市研究学園一丁目１番地１
つくば市こども部こども育成課放課後育成係
TEL:029-883-1149　FAX:029-828-5904
E-mail:wef042@city.tsukuba.lg.jp